

新宿区災害時要援護者名簿登録及び個別避難計画作成のご案内

新宿区は、災害時の避難等に支援を必要とする方を事前に把握するため、ご本人からの申し出により災害時要援護者名簿を作成しています。

この名簿は、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用します。名簿情報の提供先等については、「5 個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

なお、この名簿は、登録者から優先的に救出するというものではありません。

災害時の備えの一つとして、災害時要援護者名簿の登録をお勧めします。

また、災害時に円滑に避難できるよう、登録いただいた情報を活用し、災害対策基本法に基づく個別避難計画作成します。

1 登録対象者

以下に該当する方で、災害時の避難等に支援を必要とする方

- ・ 75 歳以上のみの世帯の方
- ・ 要介護 3 以上の方
- ・ 認知症の症状のある方
- ・ 障害のある方
- ・ 難病等により特別な医療ケアを受けている方
- ・ その他災害時の避難等に支援を必要とする方

(例) 妊娠されている方、日中に高齢者のみとなる方など、避難等に不安をお持ちの方

【注意】常時職員がいる施設(特別養護老人ホーム等)に入所されている方は、登録対象外です。

2 登録内容

ご本人、緊急時の連絡先及び個別避難計画作成に必要な情報を登録します。

○本人情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、申出理由、本人の状況

○緊急時の連絡先

氏名、住所、電話番号、登録者との関係

○個別避難計画作成に必要な情報

避難支援者に関する情報、避難先、支援時の留意事項

【お願い】

緊急時の連絡先、避難支援者を登録する場合は、あらかじめ相手方の承諾を得てください。

また、民生委員・児童委員及び防災区民組織へ提供する名簿に緊急時の連絡先を掲載する場合は、氏名、住所、電話番号及び登録者との関係が掲載されることについても、あらかじめ相手方の承諾を得てください。

(裏面もご覧ください。)

3 登録方法

登録を希望される方は、「新宿区災害時要援護者名簿登録申出書」を各窓口へご提出ください(地域福祉課では、郵送、FAX でも受け付けます。)。また、新宿区ホームページから電子申請もできます。

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1

新宿区役所 (本庁舎 2 階)

地域福祉課 (FAX 03-3209-9948)

障害者福祉課、高齢者支援課

新宿区役所 (本庁舎 4 階)

危機管理課

新宿区役所 (第二分庁舎分館)

健康政策課、保健予防課

新宿区役所 (第二分庁舎分館分室) 健康づくり課

各特別出張所、各保健センター、障害者福祉センター、各高齢者総合相談センター

4 登録後の流れ

ご提出いただいた申出書の内容を確認の上、名簿に登録します。

また、申出内容をもとに個別避難計画書(ご本人の情報、緊急連絡先、避難支援者や避難先についての情報が記載されたもの)を作成し、ご本人と、計画に記載された避難支援者へお送りします。

申し出された情報については、内容確認及び情報更新のため、必要に応じて所管課に照会する場合があります。

また、登録内容の確認及び更新のため、定期的に登録情報の確認をお願いする場合があります。

5 個人情報の取扱いについて

登録していただいた個人情報は、災害時要援護者名簿及び個別避難計画の作成・管理並びに災害時の避難支援や安否確認のために利用します。

災害時要援護者名簿は、6 月と 12 月の年 2 回、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織、高齢者総合相談センター及び区の関係部署に提供します。

なお、民生委員・児童委員及び防災区民組織へ提供する名簿については、ご本人が希望された場合に限り、緊急時の連絡先を掲載します。

また、個別避難計画書は、ご本人と、計画に記載された避難支援者へお送りします。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援や安否確認に必要な範囲で、関係機関等へ名簿又は個別避難計画の情報を提供することがあります。

提供された個人情報は適正に管理し、災害時における支援を目的とした活動以外には使用しません。

6 登録後のお願い

次の場合には、ご連絡ください。

- 登録内容(住所、電話番号、緊急時の連絡先等)に変更が生じた場合
- 避難支援者に変更があった場合
- 避難先に変更があった場合
- 支援時の留意事項に変更があった場合
- 長期の施設入所、入院となった場合
- 登録の必要がなくなった場合

なお、死亡、転出、施設入所その他の理由により登録対象者に該当しなくなったことが確認された場合は、登録を取り消すことがありますので、ご了承ください。